

平成17年(モ)第3010号 文書提出命令申立事件

(本案・平成14年(ワ)第19276号,平成15年(ワ)第6732号,平成16年(ワ)第104号 損害賠償請求事件)

申立人 ラムリ ナイム 外18名

相手方 日本国,国際協力銀行

即 時 抗 告 申 立 書

2006年6月16日

東京高等裁判所 御中

当事者の表示

別紙当事者目録記載の通り

上記申立人ら訴訟代理人

弁 護 士 浅 野 史 生

同 稲 森 幸 一

同 大 口 昭 彦

同 奥 村 秀 二

同 籠 橋 隆 明

同 河 村 健 夫

同 古 川 美

上記申立人らと相手方との東京地方裁判所民事第49部平成17年(モ)第3010号文書提出命令申立事件について、同裁判所が平成18年6月9日になした却下決定に対し不服であるから即時抗告を致します。

第1 原決定の表示

- 1 相手方は,本決定正本送達後14日以内に,次の文書を当裁判所に提出せよ。

- (1) 平成 9 年 3 月 2 7 日付けインドネシア来電第 6 5 1 号
 - (2) 平成 9 年 4 月 2 日付けインドネシア来電第 6 9 3 号
- 2 申立人らのその余の申立を却下する。

第 2 抗告の趣旨

- 1 原決定のうち、申立人らの申立を却下する部分を取り消す
 - 2 相手方らは、次の文書を提出せよ
 - (1) 以下の乙号証の各墨塗り部分
 - 乙 B 第 2 4 号証 2 枚目及び 3 枚目に存する墨塗り部分
 - 乙 B 第 2 5 号証 2 枚目において、「March 12 impounding works for the plant」に続く墨塗り部分及び「the economic cooperation on bonafide basis and」に続く墨塗り部分
 - (2) 丁 B 第 9 号証 2 枚目 3 ないし 8 行目にかけての墨塗り部分
 - (3) 平成 9 年 3 月 1 2 日以降において、コトパンジャン・ダム の 湛 水 に 関 す る 事 項 が 記 載 さ れ た 外 務 省 と 在 イ ン ド ネ シ ア 日 本 大 使 館 と の 間 の 文 書 (た だ し , 平 成 9 年 3 月 2 7 日 付 け イ ン ド ネ シ ア 来 電 第 6 5 1 号 及 び 平 成 9 年 4 月 2 日 付 け イ ン ド ネ シ ア 来 電 第 6 9 3 号 を 除 く 。)
 - (4) 平成 9 年 3 月 1 2 日以降において、コトパンジャン・ダム の 湛 水 に 関 す る 事 項 が 記 載 さ れ た 日 本 国 政 府 機 関 と イ ン ド ネ シ ア 共 和 国 政 府 機 関 と の 間 の 文 書
 - (5) 平成 9 年 3 月 1 2 日以降において、コトパンジャン・ダム の 湛 水 に 関 す る 事 項 が 記 載 さ れ た 相 手 方 国 際 協 力 銀 行 本 部 と 同 ジャ カ ル タ 事 務 所 と の 間 の 文 書 (た だ し , 提 出 済 み の 文 書 は 除 く 。)
 - (6) 平成 9 年 3 月 1 2 日以降において、本件ダム の 湛 水 に 関 す る 事 項 が 記 載 さ れ た 相 手 方 国 際 協 力 銀 行 本 部 と イ ン ド ネ シ ア 共 和 国 政 府 機 関 と の 間 の 文 書 (た だ し , 相 手 方 国 際 協 力 銀 行 が イ ン ド ネ シ ア 側 に あ て て 発 し た 平 成 9 年 4 月 1 7 日 付 け レ タ ー を 除 く 。)
- との裁判を求める。

第 3 抗告の理由

追って抗告理由書において主張する。

添 付 書 類

1 訴訟委任状

19通

当 事 者 目 録

1 申立人

Bグループ

住所：インドネシア共和国スマトラ州リマプル・コタ県パンカラン・コト・バル郡
タンジュン・パウ村

(番号) (氏名)
2 4 ラムリ ナイム

Cグループ

住所：インドネシア共和国リアウ州カンパル県ティガブラス・コト・カンパル郡
タンジュン・アライ村

(番号) (氏名)
3 6 バラミン
9 1 アリ アムラン

Dグループ

住所：インドネシア共和国リアウ州カンパル郡ティガブラス・コト・カンパル郡
ルブック・アゲン村

(番号) (氏名)
2 ザキルマン

Eグループ

住所：インドネシア共和国リアウ州カンパル郡ティガブラス・コト・カンパル郡
コト・トゥオ村

(番号) (氏名)
1 アブドゥル カリム ベーアー
1 7 9 タウフィク ヒダヤ

Fグループ

住所：インドネシア共和国リアウ州カンパル郡ティガブラス・コト・カンパル郡
ムアラ・タスク村

(番号) (氏名)
8 3 エム アリ マチャン
8 6 ヘルミ

Gグループ

住所：インドネシア共和国リアウ州カンパル郡ティガブラス・コト・カンパル郡
ムアラ・マハット・バル村

(番号) (氏名)
1 アフマド ペーゲー

868 マンスール ベー

Iグループ

住所：インドネシア共和国リアウ州カンパル郡ティガブラス・コト・カンパル郡
グヌン・ブンス村

(番号)	(氏名)
3	タルミジ
9	カマル
242	サムスール バハリ

Kグループ

住所：インドネシア共和国リアウ州カンパル郡ティガブラス・コト・カンパル郡
タンジュン村

(番号)	(氏名)
9	ヘルマン
302	アリアル

Mグループ

住所：インドネシア共和国リアウ州カンパル郡ティガブラス・コト・カンパル郡
コト・ムスジッド村

(番号)	(氏名)
66	マルリス デー

Nグループ

住所：インドネシア共和国リアウ州カンパル郡ティガブラス・コト・カンパル郡
バトゥ・ブルスラット村

(番号)	(氏名)
102	エム・ダトゥ・ラサッド (旧名 エム ラサッド ダトゥック バンダロ サティ)
169	サムスディン

Oグループ

住所：インドネシア共和国リアウ州カンパル郡ティガブラス・コト・カンパル郡
ラナ・スンカイ村

(番号)	(氏名)
894	ハイリ エルデー

2 相手方

住所：東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

名称：日本国

上記代表者法務大臣 杉 浦 正 健

住所：東京都千代田区大手町一丁目4番1号

名称：国際協力銀行

上記代表者総裁 篠 沢 恭 助